

改憲4項目

自民党の 「キケンすぎる」

緊急事態条項の 創設

緊急事態条項ってナニ?

緊急事態条項は、戦争や災害といった非常事態に憲法のない状態を一時的につくりだし、内閣に権限を集中させて人権制限を行うことを可能にするものです。

わたしたちの 自由や権利が奪われる!?

緊急事態条項によって、内閣は国会による民主的なコントロールも裁判所による司法統制も受けないことになります。つまり日本の全権限が内閣に集中することで、独裁的に権力を扱うことが可能になります。

「緊急事態」を口実に権力を濫用される危険が常につきまとい、国民の自由や権利が脅かされる恐れがあります。

緊急事態宣言と 緊急事態条項は全くべツモノ!

この間発令されている「緊急事態宣言」は、あくまで「憲法の制約の下」で法律により定める範囲での措置です。緊急事態条項のように「憲法を停止」するものとは大きく異なります。

「緊急事態」は 法律で対応できる!

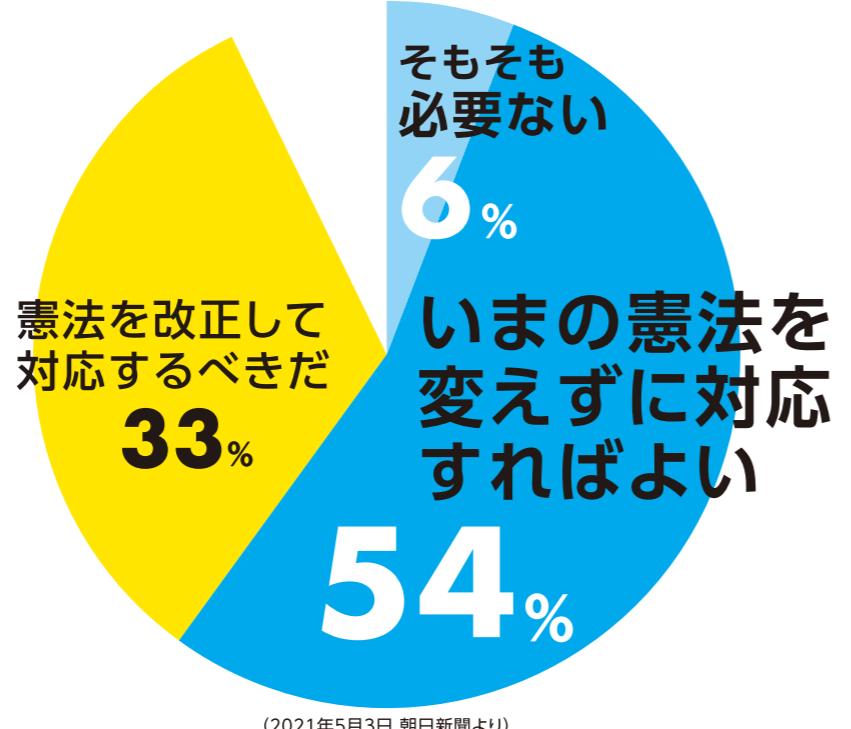
大地震などの自然災害や感染病などの非常事態の対応については、すでに十分な法律が整備されており、憲法に緊急事態条項を創設する必要性はありません。

今回のコロナ対応の失敗は憲法に緊急事態条項がないからではなく、現行憲法下でもできる立法措置など、適切な対応がとれなかっただけなのです。



「緊急事態条項」について…

その他・答えない省略



9条への自衛隊の明記

憲法9条の死文化

自民党は憲法9条の1項と2項を残し「9条は変えない」と国民の反発をかわそうとしています。しかし、自衛隊を書き込めば、戦争の放棄や戦力の不保持、交戦権の否認を規定する1項と2項は死文化します。

自衛隊が海外で戦争に!?

憲法9条に「自衛隊」を明記する目的は、災害救助のためではありません。安保法制により武器を持ち戦地で活動ができるようになった「軍隊」としての自衛隊です。

改正案の「自衛の措置をとることを妨げず」の文言によって集団的自衛権を認め、自衛隊が海外で戦争することが可能になります。

「第9条の2」を新設

現行の日本国憲法

第9条 戰争の放棄

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**
- ② 前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。**

自民党の9条改憲案(2018年3月26日)

第9条の2

- ① **前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣に首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。**
- ② **自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。**

教育の無償充実

教育を改憲の道具に

自民党の改憲素案では、現行の26条(教育を受ける権利)に「個人の経済的理由にかかわらず」教育を受けられる環境整備を国に努力義務として課しています。ただ、「法の下の平等」を定めた憲法14条に「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と既にあります。政権がすべきことは、教育を「アメ」として改憲の道具に使うのではなく、現行憲法にのっとった授業料の減免や奨学金制度の充実です。

参院選の合区解消

改憲しなくとも合区は解消できる!

自民党は、合区がその選挙区に住む有権者の投票の機会を奪うとして、都道府県から少なくとも一人を選出できると憲法に明記し、合区を禁止とすべきとしました。しかし、国会議員は憲法43条に規定された「全国民の代表」です。ブロック制や比例代表制を組み合わせ、都道府県単位にこだわらない選挙区にすれば憲法に明記せずとも合区は解消できます。